

●経済・生活面への支援②

制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書				問合せ先 (担当課など)	備考
			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
固定資産税の減免	災害により、著しく価値を減じた固定資産のうち、町長が必要と認められたものについては、申請により、損害状況に応じて減免を受けられる場合があります。	町の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく固定資産の価値を減じた場合	○	○	○	-	町民税務課課税係 ☎77-3915	
国民健康保険の一部負担金の減免、徴収猶予	災害により大きな被害を受けられた方には、申請により、一部負担金の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。	災害により資産に重大な損害を受けるなど、生活が著しく困難となった場合が必要と認められるとき ※所得などの要件があります。					町民税務課国保年金係 ☎77-3913	
後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予	災害により大きな被害を受けられた方には、申請により、損害状況に応じて減免や徴収猶予を受けられる場合があります。	災害により住宅などの財産に甚大な損害を受けた場合、農作物の不作など、収入が著しく減少した場合など	○	○	○	-	町民税務課国保年金係 ☎77-3912	
後期高齢者医療制度の一部負担金の減免、徴収猶予	災害により大きな被害を受けられた方には、申請により、損害状況に応じて減免や徴収猶予を受けられる場合があります。	災害により住宅などの財産に甚大な損害を受けた場合、農作物の不作など、収入が著しく減少した場合など	○	○	○	-	町民税務課国保年金係 ☎77-3912	
国民年金保険料の免除	災害により大きな被害を受けられた方には、申請により、一定期間、国民年金保険料の免除を受けられる場合があります。	住宅、家財、その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金により補充された金額を除く）がその価格のおおむね1/2以上の損害を受けた場合					町民税務課国保年金係 ☎77-3912 千葉年金事務所 ☎043-242-6320	

●住まいに関する支援①

制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書				問合せ先 (担当課など)	備考
			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
被災者生活再建支援金	【全壊世帯および解体世帯】100万円 【大規模半壊世帯】50万円 ※再建方法により加算支援金が支給されます。 ※単身世帯は上記の3/4の金額となります。	全壊世帯 大規模半壊世帯	○	○	㊟	-	総務課自治振興係 ☎77-3903	㊟半壊世帯では解体をした場合のみ適用となります。
県営住宅の入居案内	現在の住居に継続して居住することが困難な場合は、県営住宅に無償で入居することができます。	「半壊」以上の被害認定を受け、居住する住宅を確保できない方	○	○	○	㊟	千葉県住宅課 ☎043-223-3222	㊟一部損壊であっても、居住が特に困難な場合には入居できませんのでご相談ください。
災害救助法に基づく応急修理	日常生活に欠くことのできない部分について、被災者が引き続きその住家に住むことができるよう、町が応急修理を実施します。被災された方に費用が支給されるものではありません。 【限度額】59万5千円	・「半壊」の被害認定を受け、自らの資力では応急修理することができない方 ・「大規模半壊」の被害認定を受け、自らの資力では応急修理することができない方	㊟	○	○	-	企画空港政策課都市計画係 ☎77-3909	㊟全壊は原則として対象外となります。ただし、応急修理をすることにより居住が可能となる場合には、対象となる場合があります。
災害救助法に基づく応急修理（支援拡大分）	日常生活に欠くことのできない部分について、被災者が引き続きその住家に住むことができるよう、町が応急修理を実施します。被災された方に費用が支給されるものではありません。 【限度額】30万円	一部損壊（損害割合が10%以上20%未満）の被害認定を受け、自らの資力では応急修理することができない方 ※別途11ページに詳細記載	-	-	-	○	企画空港政策課都市計画係 ☎77-3909	
被災住宅修繕緊急支援事業補助金	屋根や外壁などの修繕工事に対して、支援が受けられます。 【限度額】 ・損害割合10%以上20%未満⇒工事費が150万円超の場合、災害救助法に基づく応急修理（支援拡大分）の支援に上乗せで20万円（工事費の20%） ・損害割合が10%未満⇒50万円（工事費の20%）	一部損壊の被害認定を受け、自らの資力では応急修理することができない方 ※別途11ページに詳細記載	-	-	-	○	企画空港政策課都市計画係 ☎77-3909	

●住まいに関する支援②

制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書				問合せ先 (担当課など)	備考
			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
災害復興住宅融資	住宅復旧のための建設資金または購入資金に対する融資が受けられます。	自己が居住するためまたはり災した親などが住むための住宅を建設・購入・補修される方で、り災証明書の発行を受けた方が対象	○	○	○	㊦	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター ☎0120-086-353	㊦建設・購入の場合は全壊・大規模半壊・半壊が対象となり、補修の場合は一部破損も対象となります。
被災者住宅建築資金利子補給	住宅再建の融資にかかる利子の一部を補助します。 ※詳細は検討中のため、決定次第お知らせします。	令和元年9月9日以降に金融機関から住宅再建のための資金を借り入れた方	○	○	○	○	企画空港政策課 都市計画係 ☎77-3909	
応急仮設住宅(借上げ型)	応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供します。(2年以内) 【家賃の上限】 2人以下の世帯 月額7.5万円以内 3人以下の世帯 月額8.5万円以内 など	・自らの資力をもってしては住家を確保することができない方 ・「全壊」の被害認定を受け、居住する住宅を確保できない方 ※災害救助法に基づく応急修理制度との併用はできません。	○	㊦	㊦	-	企画空港政策課 都市計画係 ☎77-3909	㊦「大規模半壊」「半壊」の被害認定を受け、住家を解体する方も対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。

●中小企業への支援

制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書				問合せ先 (担当課など)	備考
			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
セーフティネット資金一般枠(県指定)	【融資限度額】8,000万円 【金利】1.1%~1.7% 【融資期間】設備10年以内(据置1年以内)、運転7年以内(据置1年以内) 【保証料】0.4%~1.85%	令和元年台風15号・19号により直接被害を受けた中小企業者	○	○	○	○	千葉県商工労働部 経営支援課 金融支援室 ☎043-223-2707	り災証明書の発行を受けることが難しい場合は、金融機関の所見表に替えることができます。
セーフティネット資金市町村枠(国が指定し、市町村が認定)	【融資限度額】8,000万円 【金利】1.0%~1.4% 【融資期間】設備10年以内(据置1年以内)、運転7年以内(据置1年以内) 【保証料】0.75%	指定地域で1年以上継続して事業を実施しており、令和元年台風15号・19号に起因して、被災後1カ月間の売上が前年同月比2割以上減少し、その後2カ月も同様の見込みであること ※上記の認定を市町村長から受けること	/				産業振興課 産業振興係 ☎77-3918 千葉県商工労働部 経営支援課 金融支援室 ☎043-223-2707	
セーフティネット資金激甚災害枠(国指定)	【融資限度額】8,000万円 【金利】1.0%~1.4% 【融資期間】設備10年以内(据置1年以内)、運転7年以内(据置1年以内) 【保証料】0.75%	令和元年台風19号により直接被害を受けた中小企業者	○	○	○	○	千葉県商工労働部 経営支援課 金融支援室 ☎043-223-2707	り災証明書の発行を受けることが難しい場合は、り災届出証明書などのり災証明書に準ずる書類に替えることができます。
被災中小企業者への支援(仮)	【補助対象】施設修繕費、機械装置費、設備廃棄費、備品費など(保険給付を除く) 【補助率】2/3 【補助金額】上限500万円	未定	未定	未定	未定	未定	千葉県商工労働部 経営支援課 金融支援室 ☎043-223-2707	具体的なスキームは未定で、県のリリース待ちとなります。

●農業者への支援

制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書				問合せ先 (担当課など)	備考
			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)	被災農業用施設の復旧・再建などに対し助成します。 【提出書類】被害状況の写真、復旧に係る見積書などの必要書類 【補助率】(共済加入者) 国3~5/10 県2~4/10 町2/10 被災者1/10 ※支払われる共済金によって変動 (共済未加入者) 国1~3/10 県4/10 町2/10 被災者1/10 【補助対象】事業費20万円以上	台風15号により被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設の復旧を行い、営農を継続する農業者	個々のり災証明書は不要です(補助申請時に一括証明)。				産業振興課 農政係 ☎77-3917	